

箱崎自由学舎えすぺらんさは 2020年に認定NPO法人となり、 2030年まで更新できました！



認定NPO法人に認定されたということは・・・

① 公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であると認められたという証です。

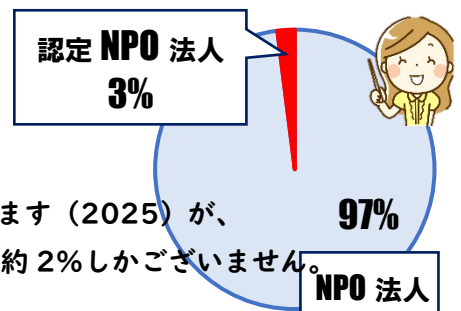
今まで多くの支援者の皆様から継続的なご支援を頂いていることにより、「公益性が高い」と評価されました。また、会計帳簿や報告書等の監査を福岡市の担当部署より受けたところ、「適切な運営を行っている」と判断され、福岡市より認定の通知を受け、更新もできました。

ありがとうございました。皆様のおかげです！！



② 全国でも僅か3%の優良法人！！

福岡県では2,200近くの特定非営利活動法人（NPO法人）は存在します（2025）が、認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）はわずか31法人。全体の約2%しかございません。



③ 寄付をしていただいた皆様は「税制上の優遇措置※1」を受けられるようになりました！

(ア) 個人の方

所得税は必ず減税！！住民税は減税となる場合があります。

① 所得税

1. 税額控除方式

(寄付金の額※2 - 2,000円) × 40% を所得税額から控除します※3。
(※2 総所得金額等の40%が限度額、 ※3 所得税額の25%が限度額)

2. 所得控除方式

(寄付金の額※2 - 2,000円) を所得金額から控除します。
(※2 総所得金額等の40%が限度額)

② 住民税

住民税の寄付金控除の計算方法は税額控除方式です。

(寄付金の額※4 - 2,000円) × 4% (県)、6% (市町村) または合計10%を住民税額から控除します。
(※4 総所得金額等の30%が限度額)

ここポイント！



今まで10,000円寄付されていた方が、20,000円寄付されても、10,000円近く税制の優遇を受けられるので、実質、10,000円を寄付していた時と皆様のご負担額はさほど変わらないということになります。今までの金額の倍を寄付いただいても、負担はほぼ変わらないということです！！

寄付した金額の
最大約50%が
戻ってきます！



10,000円寄付したら…
(10,000-2,000) × 50% = 4,000円

(イ) 法人の方

① 法人税の寄付金控除が受けられます。

(期末資本金等の額 × 0.375% + 法人の所得金額 × 6.25%) × 1/2

損金算入限度額の枠が
拡大されます！



(ウ) 寄付者が相続人の方

① 寄付した相続財産が非課税になります。



相続財産が
非課税！

※1 税制上の優遇を受けるには確定申告をしていただく必要があります。

会員さんごとに「税制上の優遇措置」等に関してみていくと…

1. 正会員の皆様

① 5,000 円ご入金の場合

5,000 円（正会員会費）⇒正会員会費は、総会議決権の対価と見なされ**控除対象外**

② 10,000 円ご入金の場合

5,000 円（正会員会費）**控除対象外**+5,000 円（寄付金）⇒寄付金分 5,000 円が**控除対象**

③ 30,000 円ご入金の場合※5

5,000 円（正会員会費）**控除対象外**+25,000 円（寄付金）⇒寄付金分 25,000 円が**控除対象**

2. 賛助会員の皆様

① 総会議決権などの対価を有しないため寄付金として計上され、**全額控除対象**※5

3. 寄付の皆様

① **すべての寄付が控除対象**※5



※5 **30,000 円**以上ご支援いただいた方には、“味の明太子”株式会社ふくやさんのご協力で、「お土産 明太子詰め合わせ」をお送りしています。しかし、このギフトを受領された方は、寄付金に対し対価があるとみなされ、上述の税制の控除対象にはなりません。よって「ふくやの明太子ギフトをもらう」もしくは、「税制上の優遇措置を受ける」のどちらかを選択いただきます。

学舎といたしましては、議決権の有無、会員種の別なく、皆様方の善意の全てを寄付金の対象としたいのですが、制度上のこととご理解いただければ幸いです。



また、上述の「税制上の優遇」を受けるには、**当学舎発行の寄付金受領証明書（領収書）が必要**となります。この領収書を、確定申告時にご活用いただき、それぞれの優遇措置を受けていただくことになります。**領収書は 2025 年 1 月から 12 月までの分をまとめて 2026 年 1 月半ばを目途に発送させていただく予定です。**大切に保管なさってください。法人の方は会計年度締め月により異なると思いますので、ご希望の送付時期をご指示ください。

